

保健師、助産師、看護師、准看護師、  
歯科衛生士、歯科技工士の皆さん！



令和4年は  
業務従事者届  
提出の年です！！



## ■ 業務従事者届について

法律の規定に基づき、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、12月31日現在における業務従事状況等について、2年ごとに届け出ることが義務付けられています。

## ■ 業務従事者届方法について

- (1) オンライン届出  
今年から厚生労働省「医療従事者届出システム」によりオンライン届出が可能です。（下記QRコードからアクセスできます。）  
裏面『業務従事者届のオンライン届出のご案内』をご覧ください。
- (2) 紙による届出  
岩手県HPよりダウンロード、若しくは各保健所で配布している届出用紙を就業地の保健所に提出してください。



【提出期限】  
令和5年1月16日（月）



## 業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ 業務従事者届は、従来は紙による届出のみでしたが、今年から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能です。
- ▶ **令和4年12月31日現在**における業務従事状況等を、**令和5年1月16日（月）**までに届出をお願いいたします。



### オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイト(下記QRコード)にアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式(Excel様式)をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



このほか、一括届出用のExcel様式により医療従事者全員分をまとめて登録する方法などがあります。詳しくは、下記厚生労働省HPまたは県HPの「医療機関向けリーフレット」をご覧ください。

### オンライン届出のメリット

#### ●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

#### ●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

### オンラインでの手続きはこちらから

- 厚生労働省 専用HP (マニュアルやQ&Aについても、掲載されています。)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html)



#### 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの県内各保健所 または 県庁医療政策室 (019-629-5407)
- ・岩手県HP <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/seido/1060336.html>